

## 函南町の制度

### ① 住宅を新築・購入したい方（P.43～県内全域で利用できる制度あり）

#### ◎ 函南町勤労者住宅建設資金利子補給 リフォームにも利用可

利用の条件	自己の住宅を所有していないで、自ら居住する住宅を町内に新築、増改築する勤労者の方
利子補給金額	年間3万円
利子補給期間	5年（総額15万円）
問合せ先	労働金庫田方支店 TEL 0558-76-5111

### ② 住宅をリフォームしたい方（P.49～県内全域で利用できる制度あり）

#### ◎ 函南町商工会 住宅リフォーム助成事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 函南町に住民登録を有し、町税等を滞納していない町民</li> <li>・ 住宅リフォーム助成事業登録施工業者を利用し自己の居住する住宅に関してのリフォームを行う方（一部対象外工事あり） （木造住宅の場合、昭和56年6月以降に建築され、又は工事に着手した住宅とする。ただし、昭和56年5月以前の住宅でも、耐震診断を行い耐震性のある住宅及び耐震補強済の住宅は対象とする。）</li> </ul> ※ 事業期間中、同一建物・同一申請者につき1回限りとする。
補助額等	工事費総額（税抜）5万円以上の10%（上限10万円）
問合せ先	函南町商工会 TEL 055-978-3995

### ④ 設備を充実させたい方（P.49～県内全域で利用できる制度あり）

#### ◎ 函南町住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金

利用の条件	自ら居住し、または居住する予定の町内の住宅に、太陽光発電システムを設置すること。 （システムが設置されている新築の住宅を購入する場合も含む） ※平成30年度は新築・既築住宅を対象とする。
補助額等	一件につき1kwあたり1万円とし、5万円を上限とする。
問合せ先	環境衛生課 TEL 055-979-8112

#### ◎ 函南町雨水浸透施設・雨水貯留施設設置費補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内の敷地面積が1,000㎡未満の住宅（併用住宅及び共同住宅を含む。）の所有者（建築予定を含む。）で雨水浸透・貯留施設を設置する方</li> <li>・ 雨水浸透施設の設置対象区域は、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地及び法面の安定性を損なう恐れのある区域を除く。また、雨水の浸透効果が見込める場所であること。</li> </ul>
補助額等	① 雨水浸透施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ A型 当該工事に要する経費の額又は6万円のいずれか少ない額</li> <li>・ B型 当該工事に要する経費の額又は5万円のいずれか少ない額</li> </ul> ② 雨水貯留施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浄化槽転用型 当該工事に要する経費の1/2以内の金額又は8万円のいずれか少ない額</li> <li>・ 簡易貯留型 当該工事に要する経費の1/2以内の金額又は5万円のいずれか少ない額</li> </ul>
問合せ先	都市計画課 TEL 055-979-8117

◎ 函南町合併処理浄化槽設置事業費補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道計画区域外及び田代地区農業集排水処理区域外に10人槽以下の浄化槽を設置する方</li> <li>・ 専用住宅であること（別荘は対象外）。</li> </ul>
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5人槽 新設 17万7千円 設置替え 22万1千円</li> <li>・ 7人槽 新設 20万4千円 設置替え 25万4千円</li> <li>・ 10人槽 新設 25万8千円 設置替え 32万2千円</li> </ul>
問合せ先	上下水道課 TEL 055-979-8118

◎ 函南町水洗便所改造資金あっ旋及び利子補給制度

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道処理区域内における建築物の所有者又は占有者</li> <li>・ 下水道処理区域となった日から3年以内に、汲み取り便所を水洗便所に改造して公共下水道に接続する工事又は、浄化槽を廃止して公共下水道に接続する工事。ただし、新築や家の全面改築と同時にする切替工事は対象外。</li> <li>・ 住民税、固定資産税、下水道受益者負担金・分担金及び下水道使用料を滞納していない方</li> <li>・ 融資を受けた資金の償還能力を有し、連帯保証人がいる方</li> </ul>
融資限度額	一件につき10万円以上100万円以内（借家の場合は200万円）
利子補給率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 融資利率については、町と金融機関が契約した利率</li> <li>・ 融資利率の3%（年利）までは、町が利子を負担</li> </ul>
返済期間等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 返済方法は、貸し付けの翌月から元金均等償還</li> <li>・ 返済期間は12か月・24か月・36か月・48か月・60か月</li> </ul>
問合せ先	上下水道課 TEL 055-979-8118

◎ 高齢者や障害のある方（P.50～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給

利用の条件	要介護（要支援）認定を受けている在宅の方が、現に居住する住宅について、定められた種類の改修工事を行った時は、住宅改修費を支給する（事前申請が必要です）。
融資限度額	対象費用の9割もしくは8割（限度額20万円）
問合せ先	福祉課 TEL 055-979-8126

◎ 函南町重度障害者等日常生活用具給付事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下肢、体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する方で、障害等級3級以上の方（ただし特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上）又は視覚障害2級以上のもの。難病患者等にあつては、下肢又は体幹機能に障害があるもの。</li> <li>・ 障害者又は障害児の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの（事前申請が必要です）</li> </ul>
補助額等	原則対象費用の9割（限度額20万円）
問合せ先	福祉課 TEL 055-979-8127

◎ 函南町重度身体障害者住宅改造費補助

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害1、2級（下肢若しくは体幹又は視覚障害）の方</li> <li>・ 前年分の所得税額12万円以下の世帯に属する方</li> <li>＊定められた種類の改修工事に限り（事前申請が必要です）</li> </ul>
補助額等	対象経費の3/4以内（限度額20万円）
問合せ先	福祉課 TEL 055-979-8127

◎ 家具転倒防止事業

利用の条件	65歳以上の一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯・障害者世帯等 (自分自身かつ家族等にお願ひできない方)
補助額等	無料でシルバー人材センター職員が家具転倒防止器具設置工事を実施
問合せ先	総務課 TEL 055-979-8102

⑦ 離職者で住宅にお困りの方 (P.51～県内全域で利用できる制度あり)

◎ 住居確保給付金

利用の条件	51ページ掲載の住居確保給付金と同じ
補助額等	世帯数や住宅の床面積によって家賃に上限額が生じます。詳細は下記にお問ひ合わせください。
問合せ先	東部健康福祉センター TEL 055-920-2284

⑧ 地震などの災害に備えたい方 (P.52～県内全域で利用できる制度あり)

◎ わが家の専門家診断事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築又は工事中であった木造住宅
補助額等	専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を実施
問合せ先	都市計画課 TEL 055-979-8117

◎ 函南町木造住宅補強計画策定事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築又は工事中であった木造住宅の耐震診断及び耐震化のための補強計画の作成
補助額等	1棟ごとに、事業に要する経費と町が定める基準額とを比較して、いずれか少ない額の2/3以内(高齢者のみの世帯の場合は10/10以内)
問合せ先	都市計画課 TEL 055-979-8117

◎ 函南町木造住宅耐震補強助成事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅で、耐震診断の結果、総合評点が1.0未満のものを1.0以上に補強する工事(ただし総合評点が0.3以上上がる工事に限る)
補助額等	50万円/戸以内(高齢者世帯等 <sup>※1</sup> の場合は、70万円/戸以内) <sup>※1</sup> 高齢者世帯等とは以下に示す世帯 ・65歳以上の者のみで構成する世帯 ・身体障害者手帳(1級又は2級)の交付を受けた者が居住する世帯 ・介護保険法による要介護者又は要支援者が居住する世帯 ・療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住する世帯 <sup>※2</sup> 耐震のPRを行う住宅については更に15万円上乗せ有り
問合せ先	都市計画課 TEL 055-979-8117

◎ 函南町ブロック塀等耐震化促進事業

利用の条件	① 撤去事業 地震発生時において、倒壊等の危険があるブロック塀等の撤去 ② 改善事業 地震対策条例第17条第5項の緊急輸送路、避難路等に面するブロック塀等を安全な塀に改善する工事
補助額等	① 撤去事業 事業費と撤去するブロック塀等の長さ1mにつき8,900円を乗じた額とを比較して、いずれか少ない額の1/2以内(限度額10万円/1敷地) ② 改善事業 事業費と改善するブロック塀等の長さ1mにつき38,400円を乗じた額とを比較して、いずれか少ない額の1/2以内(限度額25万円/1敷地)
問合せ先	都市計画課 TEL 055-979-8117

◎ 函南町建築物耐震診断事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築又は工事中であった木造住宅以外の住宅又は建築物の耐震診断
補助額等	1棟ごとに、事業に要する経費と町が定める基準額とを比較して、いずれか少ない額の2/3以内
問合せ先	都市計画課 TEL 055-979-8117

◎ 函南町耐震シェルター・防災ベッド設置事業費補助金

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築又は工事着手があった現在居住している木造住宅で、耐震診断の総合評価の構造評点が1.0未満かつ耐震補強工事を行っていない住宅の1階部分に設置する住宅の所有者又は使用者。シェルターについては65歳以上の高齢者のみで構成される世帯又は避難行動要支援者名簿記載者を含む世帯が住む住宅であること。
補助額等	① 耐震シェルター 補助対象経費の1/2以内(限度額12万5千円) ② 防災ベッド 補助対象経費の1/2以内(限度額1基につき10万円)
問合せ先	都市計画課 TEL 055-979-8117

◎ 災害で被害にあった方 (P.53～県内全域で利用できる制度あり)

◎ 函南町災害弔慰金の支給等に関する条例

利用の条件	自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する貸付け
融資限度額	① 療養に要する期間がおおむね1か月以上である世帯主の負傷がある場合 (1) 住宅が半壊した場合270万円 (2) 住宅が全壊した場合350万円 ② 世帯主の負傷がない場合 (1) 住宅が半壊した場合170万円 (2) 住宅が全壊した場合(3)の場合を除く)250万円 (3) 住宅の全体が滅失若しくは流失した場合350万円
返済期間等	① 償還期間は10年(据置期間はそのうち3年) ② 利率は据置期間中は無利子 据置期間経過後は延滞の場合を除き年3% ③ 償還は年賦償還(又は半年賦償還) ④ 償還方法は元利均等償還
問合せ先	福祉課 TEL 055-979-8126

# 清水町の制度

## ① 住宅を新築・購入したい方（P.43～県内全域で利用できる制度あり）

### ◎ 清水町勤労者住宅資金利子補給

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること</li> <li>土地を購入する場合、購入契約の日から5年以内に住宅を建築できること</li> <li>市町村税の完納者であること</li> </ul>
利子補給限度額	1,500万円
利子補給率等	年0.5%
返済期間	利子補給期間10年間
申込窓口	労働金庫三島支店 TEL 055-973-9111
問合せ先	産業観光課 産業振興係 TEL 055-981-8239

## ② 住宅をリフォームしたい方（P.49～県内全域で利用できる制度あり）

### ◎ 清水町住宅・店舗リフォーム助成事業

利用条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>助成の対象となる住宅または店舗の所有者であること</li> <li>町内に本社等が登記されている法人または住民登録されている個人の施工業者に工事を依頼する方であること</li> <li>町民税(法人税)、固定資産税、国民健康保険税について、未納がない方であること</li> <li>リフォーム工事費が10万円以上(消費税を除く)で、助成対象工事として決定を受けた後に着工し、原則平成31年2月末日までに完了する工事であること</li> <li>住宅及び店舗の修繕、改良及び増改築などの工事または屋根・外壁の塗り替え、壁紙の張り替えなどの工事であること</li> </ul>
補助額等	工事費(消費税を除く)の10% (限度額5万円)
申込窓口	清水町商工会 TEL 055-975-6987
問合せ先	産業観光課 産業振興係 TEL 055-981-8239

## ③ 空き家、移住・定住に関する助成制度

### ◎ 清水町定住促進事業助成制度

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>承認申請の日において、①もしくは②のいずれかに該当すること             <ul style="list-style-type: none"> <li>①夫または妻のいずれかが満40歳未満である夫婦</li> <li>②配偶者のない満40歳未満の者であって中学生以下の子と同居し、扶養しているもの</li> </ul> </li> <li>新たに取得した住宅に住所を移し、5年以上定住すること</li> <li>町税等に滞納がないこと等</li> </ul>
助成額	新築住宅の取得は20万円、中古住宅の取得は10万円
	県外からの転入世帯である場合、新築住宅の取得は30万円、中古住宅の取得は15万円の加算あり
	住宅を取得した時点において、小学生以下の子どもがいる場合は、10万円の加算あり
問合せ先	企画財政課 企画調整係 TEL 055-981-8279

◎ 清水町三世代同居支援事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付申請の日において、中学生以下の子を含む子世帯とその親世帯等で構成される世帯であること</li> <li>・ 新たに取得した住宅に住所を移し、3年以上三世代同居を継続すること</li> <li>・ 建物の登記完了から6か月以内であること</li> <li>・ 町税等に滞納がないこと等</li> </ul>
助成額	10万円
問合せ先	企画財政課 企画調整係 TEL 055-981-8279

④ 設備を充実させたい方 (P.49～県内全域で利用できる制度あり)

◎ 新エネルギー及び省エネルギー機器等設置費補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①太陽光発電システム (3kW以上のシステム)</li> <li>・ ②太陽熱高度利用システム</li> <li>・ ③ヒートポンプ給湯器</li> <li>・ ④ガスエンジン給湯器</li> <li>・ ⑤家庭用燃料電池コジェネレーションを設置する場合に補助</li> <li>※③、④については設備の更新の場合に限る。 (新築時の設置は補助対象外)</li> <li>※機種の種類等の要件の詳細は要確認</li> <li>・ 個人の住居専用の建築物への設置</li> <li>・ 町に居住もしくは居住予定で町税等に滞納がないこと。</li> </ul>
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 3kW以上のシステム一律70,000円</li> <li>② 自然循環型20,000円 強制循環型30,000円</li> <li>③ 一律20,000円</li> <li>④ 一律20,000円</li> <li>⑤ 一律100,000円</li> </ul>
問合せ先	くらし安全課 生活環境係 TEL 055-981-8216

◎ 水洗便所改造工事費補助制度

利用条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 供用開始日から3年以内に下水道に接続する改造工事を行う方</li> <li>・ 町税、受益者負担金等の滞納がない方</li> </ul>
補助額等	改造工事に要した経費の6%以内 (限度額3万円)
問合せ先	都市計画課 下水道業務係 TEL 055-981-8222

◎ 水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給制度

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 供用開始日から3年以内に下水道に接続する改造工事を行う方</li> <li>・ 町税、受益者負担金等の滞納がない方</li> <li>・ 連帯保証人がいる方</li> </ul>
融資限度額	10万円以上100万円以内
融資利率額等	町が利息全額を負担
返済期間	3年以内
問合せ先	都市計画課 下水道業務係 TEL 055-981-8222

⑥ 高齢者や障害のある方（P.50～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 介護保険の住宅改修

利用の条件	要介護（要支援）認定を受けている方が、現に居住する住所地の住宅について、定められた種類の改修工事を行った時は、住宅改修費を支給する（事前申請が必要です）。
補助額等	工事対象支給限度額20万円を上限として利用者負担分を除いた額
問合せ先	長寿介護課 介護保険係 TEL 055-981-8213

◎ 清水町重度障害者等日常生活用具給付制度

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満年齢18歳以上で下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動障害に限る。）を有する方で、身体障害者3級以上の方（ただし特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上）難病患者等にあつては、下肢又は体幹機能に障害のある方</li> <li>・ 満年齢18歳未満で下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動障害に限る。）を有する学齢児以上の身体障害児で、身体障害者3級以上の方（ただし特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上）</li> </ul>
補助額等	20万円
問合せ先	健康福祉課 障害福祉係 TEL 055-981-8204

◎ 清水町重度身体障害者住宅改造事業費補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清水町に住所を有する在宅の身体障害者で、身体障害者手帳の交付を受けた下肢、体幹又は視覚の障害者で障害の程度が1、2級の方</li> <li>・ 前年分の所得税額12万円以下の世帯に属する方</li> </ul>
補助額等	対象経費の1/4以内（限度額24万3千円）
問合せ先	健康福祉課 障害福祉係 TEL 055-981-8204

◎ 清水町家具転倒防止事業

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満65歳以上の方のみで構成されている世帯</li> <li>・ 障害等のある方（障害手帳等の交付を受けている者）がいる世帯</li> <li>・ 母子家庭世帯</li> </ul>
補助額等	無料で家具転倒防止金具を取り付け（1世帯当たり家具4品を限度）
問合せ先	くらし安全課 防災対策係 TEL 055-981-8205

⑦ 離職者で住宅にお困りの方（P.51～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 住居確保給付金

利用の条件	51ページ掲載の住居確保給付金と同じ
補助額等	世帯数や住宅の床面積によって家賃に上限額が生じます。詳細は下記にお問合せください。
申込窓口	清水町社会福祉協議会 TEL 055-981-1666 東部健康福祉センター TEL 055-920-2078
問合せ先	清水町社会福祉協議会 TEL 055-981-1666

⑧ 地震などの災害に備えたい方（P.52～県内全域で利用できる制度あり）

◎ わが家の専門家診断事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	都市計画課 計画指導係 Tel 055-981-8225

◎ 清水町木造住宅補強計画策定事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅（同日において工事中であった建築物を含む。）の所有者が行う耐震精密診断（補強計画の策定）
補助額等	1棟ごとに、当該事業に要する経費と次に定める基準額とを比較していずれか少ない額の2/3以内 ※ 補強計画について、高齢者世帯等※の場合は、事業に要する経費と別に定める額とを比較して、いずれか少ない額の10/10以内 ※ 144,000円/戸（図面あり） （わが家の専門家診断事業未実施の場合154,000円） ※ 259,000円/戸（図面なし） （わが家の専門家診断事業未実施の場合269,000円） ※ 高齢者世帯等とは以下に示す世帯 ・65歳以上の方のみが居住する世帯 ・身体障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けた者が居住する世帯
問合せ先	都市計画課 計画指導係 Tel 055-981-8225

◎ 清水町木造住宅耐震補強助成事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された、既存木造住宅（同日において工事中であった木造住宅を含む）で、耐震診断の結果、総合評点が1.0未満であった耐震評点が、耐震補強工事を行った後に1.0以上となり、かつ、評点が0.3ポイント以上となる耐震補強工事
補助額等	50万円/戸以内（高齢者世帯等※の場合は、80万円/戸以内） ※ 高齢者世帯等とは以下に示す世帯 ・65歳以上の方のみが居住する世帯 ・身体障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けた者が居住する世帯 TOUKAI-0事業のPRを実施する場合は、65万円/戸以内（高齢者世帯等※の場合は、95万円/戸以内）
問合せ先	都市計画課 計画指導係 Tel 055-981-8225



◎ 清水町木造住宅建替助成事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された、既存木造住宅（同日において工事中であった木造住宅を含む）で、耐震診断の結果、総合評点が1.0未満であった既存建築物を建替えるために除却工事を実施する場合
補助額等	事業に要する経費の23%以内（限度額822,000円）
問合せ先	都市計画課 計画指導係 TEL 055-981-8225

◎ 清水町ブロック塀等耐震改修促進事業

利用の条件	① 撤去事業 地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を撤去する場合 ② 改善事業 地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を県の耐震基準を満たした安全な塀等に改善する場合
補助額等	① 撤去事業 事業費と撤去するブロック塀等の長さ1mにつき8,900円を乗じた額のいずれか少ない額の1/2以内（限度額10万円/1敷地） ② 改善事業 事業費と撤去するブロック塀等の長さ1mにつき38,400円を乗じた額のいずれか少ない額の1/2以内（限度額25万円/1敷地）
問合せ先	都市計画課 計画指導係 TEL 055-981-8225

◎ 清水町民間建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金

利用の条件	町内にある民間建築物に吹付けられたアスベスト（綿状のもの）の除去、封じ込め、囲い込み又は建築物の除去（アスベスト対策部分に限る）の工事
補助額等	除去等に要する費用に2/3を乗じた額 （限度額120万円、千円未満の端数は切捨て）
問合せ先	都市計画課 計画指導係 TEL 055-981-8225

◎ 清水町建築物耐震診断事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築又は工事中であった木造住宅以外の住宅又は建築物の耐震診断
補助額等	1棟ごとに、事業に要する経費と町が定める基準額を比較して、いずれか少ない額の2/3以内（千円未満の端数は切捨て） 1,000㎡未満 1㎡当たり2,000円 1,000㎡～2,000㎡ 1㎡当たり1,500円 2,000㎡以上 1㎡当たり1,000円
問合せ先	都市計画課 計画指導係 TEL 055-981-8225

◎ 清水町木造住宅耐震シェルター設置事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された、木造住宅（同日において工事中であった木造住宅を含む。2階建て以下）で、耐震診断の結果1.0未満であったもの
補助額等	耐震シェルターの設置に要する経費（購入費、運搬費及び設置費に限る。）の1/2以内（一般世帯62,000円、高齢者世帯125,000円を限度）
問合せ先	都市計画課 計画指導係 Tel 055-981-8225

◎ 清水町防災ベッド購入助成事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された、木造住宅（同日において工事中であった木造住宅を含む。）で、耐震診断の結果1.0未満であったもの
補助額等	防災ベッドの購入に要する費用（組立、輸送及び付属品にかかる経費を含む。）の1/2以内（200,000円を限度）
問合せ先	都市計画課 計画指導係 Tel 055-981-8225

◎ 清水町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金

利用の条件	次のいずれかの区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、静岡県知事又は町長が是正勧告等を行ったもの。 ① 静岡県建築基準条例第3条の規定により県知事が指定した災害危険区域 ② 静岡県建築基準条例第10条の規定により建築を制限している区域 ③ 土砂法第9条の規定に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域
補助額等	建物除却費補助 80万2千円（除却費用に対する一部補助） 敷地造成費補助 59万7千円（借入金利子に対する一部補助） 建物建設費補助 457万円（ " "） 土地取得費補助 206万円（ " "）
問合せ先	都市計画課 計画指導係 Tel 055-981-8225

# 長泉町の制度

## ① 住宅を新築・購入したい方（P.43～県内全域で利用できる制度あり）

### ◎ 長泉町勤労者住宅資金利子補給制度 リフォームにも利用可

利用の条件	① 長泉町の区域内に自ら居住する住宅を建築（購入含む。）、増改築し、又は宅地を購入する勤労者であること。ただし、宅地の購入は、長泉町に1年以上居住又は町内の事業所に3年以上勤務している勤労者であること。 ② 居住する市町における市町民税を完納していること。 ※上記の①、②の要件を備えている者 ※返済期間10～40年の融資が対象 ※その他、建築する住宅や購入する土地の面積要件あり
利子補給対象額	1,500万円
利子補給率	0.50%
利子補給期間	10年
申込窓口	労働金庫三島支店 Tel 055-973-9111
問合せ先	産業振興課 Tel 055-989-5516

## ③ 空き家、移住・定住に関する助成制度

### ◎ 長泉町移住定住のための三世帯同居支援補助金

利用の条件	長泉町内で三世帯同居するために住宅の取得又は改修工事をする方に対し、補助金を交付します。 1 補助対象者(次のいずれにも該当することが必要です。) ① 住宅の取得又は改修工事の契約者であること ② 交付申請日から三世帯同居を3年以上継続する予定であること ③ 交付申請日において、継続して1年以上本町に居住し、かつ、本町に住民登録をしている子世帯又は親世帯がいること ※子世帯…申請日に中学生以下の方（母子手帳で出産予定であることが確認できる方を含む）及びその父母で構成される世帯。 ④ ③に該当する世帯と三世帯同居をする子世帯又は親世帯は、本町に住民登録した日の前に継続して、1年以上町外に居住している世帯であること ⑤ 三世帯世帯の構成員全員が、本町の町税を滞納していないこと ⑥ 三世帯世帯の構成員全員が、過去にこの補助金の交付申請を行っていないこと 2 対象住宅(次のいずれにも該当することが必要です。なお、改修工事補助金の対象となる住宅は、費用の合計額が10万円以上の改修工事が対象となります。) ① 三世帯世帯いずれかの所有者名義で、所有権保存登記又は所有権移転登記をした住宅であり、三世帯世帯で1住宅に限る。 ② 平成28年4月1日以後の当初契約に基づき、住宅の取得又は改修工事をした住宅であること ③ 建築基準法等に基づき適正に建築された住宅であること
補助額等	1 住宅取得補助金 建設工事費等に2分の1を乗じた額 上限100万円 2 改修工事補助金 改修工事費に2分の1を乗じた額 上限50万円
問合せ先	建設計画課 Tel 055-989-5520

◎ 長泉町未来人定住応援事業奨励金

利用の条件	<p>1 交付対象(次の①、②両方に該当する方)</p> <p>① 高等学校等の卒業年度の末日以前、3年以上継続して町内に居住している方</p> <p>② 高等学校等を卒業し、翌年度に大学等に入学する1年目の方 (高等専門学校生については、3年次を修了した方)</p> <p>2 交付条件(次の①～③全てに該当する方)</p> <p>① 大学等を卒業した月の翌月から2ヶ月以内に町内に住所を有し、5年以上継続して居住すること</p> <p>② 大学等を卒業した月の翌月から7年経過する日までに、正規雇用されている期間が通算して5年以上あること</p> <p>③ 町税の滞納がないこと</p>
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学等を卒業した方 30万円</li> <li>・ 短期大学、高等専門学校、専門学校を卒業した方 15万円</li> </ul>
問合せ先	子育て支援戦略室 TEL 055-989-5573

④ 設備を充実させたい方 (P.49～県内全域で利用できる制度あり)

◎ 長泉町住宅用新・省エネルギーシステム設置費補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請時に長泉町民で、町税等の滞納がない方</li> <li>・ 自ら所有し、居住する住宅に新・省エネルギーシステム(太陽光発電システム(最大発電出力3kW以上10kW未満)、太陽熱高度利用システム、家庭用燃料電池コージェネレーション、高効率照明器具(LED)を設置する方(種類ごとに条件があるため要確認)</li> </ul>
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽光発電システム 一律10万円</li> <li>・ 太陽熱高度利用システム 一律2万5千円</li> <li>・ 家庭用燃料電池コージェネレーション 一律10万円</li> <li>・ 高効率照明器具(LED) 購入金額の1/2以内(上限2万円)</li> </ul>
問合せ先	くらし環境課 TEL 055-989-5514

◎ 長泉町生垣設置事業費補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内で住宅の用に供している土地で、建築基準法上の道路に面した場所に設置し、設置後の生垣の管理ができる方</li> <li>・ 2m以上道路に面し、植栽後の高さが90cm以上、延長1mあたり2本以上列状に植え込むもので、高さが50cmを超えるブロック塀との併設でないもの</li> </ul>
補助額等	生垣の延長1mにつき4,000円(限度額5万円)
問合せ先	工事管理課 TEL 055-989-5518

◎ 長泉町浄化槽設置費補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請時に長泉町民で、町税等に滞納が無い方</li> <li>・ 公共下水道計画決定区域外において自らが生活の本拠とする住宅(店舗等併用を含む)のみなし浄化槽、またはくみ取り便槽から合併処理浄化槽へ設置換えする方(条件があるため要確認)</li> </ul>
補助額等	5人槽 414,000円(限度額)
問合せ先	くらし環境課 TEL 055-989-5514

⑤ 子育て世帯の住宅取得・改良等に対する助成制度

◎ 長泉町子育て世帯家賃低廉化事業補助金

利用の条件	<p>長泉町内で子育て世帯（※1）の居住の安定並びに賃貸住宅の空き部屋等の活用を推進するため、住宅の確保に困窮する子育て世帯が入居する<u>子育て世帯専用賃貸住宅（※2）</u>の家賃を低廉化する事業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものです。</p> <p>なお、補助金の交付対象となる賃貸住宅に入居する子育て世帯は、低減された家賃負担で入居することができます。</p> <p>（※1）18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもがいる世帯</p> <p>（※2）住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の規定による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録を受けた子育て世帯の専用賃貸住宅で、新築後5年以内の専用賃貸住宅を除く</p>
	<p>1 補助対象賃貸住宅</p> <p>① 補助対象区域(市街化区域) にあり、かつ、子育て世帯専用賃貸住宅として管理を開始してから10年以内の住宅とする。ただし、当該補助金の総額が限度額480万円を超えない場合に限り最長20年以内とする。</p> <p>2 補助対象者</p> <p>① 補助対象者は、家賃の低廉化を行う補助対象賃貸住宅の賃貸人で、かつ、町税等に滞納がない者とする。</p> <p>② ①にかかわらず、次のいずれかに該当する入居者がいるときには、補助金は交付しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政令月収が15万8,000円を超えている者</li> <li>・ 世帯構成、収入状況等の確認ができない者</li> <li>・ 補助金の交付申請時において町税等に滞納がある者</li> <li>・ 生活保護法に規定する住宅扶助又は生活困窮者自立支援法に規定する生活困窮者住宅確保給付金を受給している者</li> <li>・ 暴力団員の者</li> <li>・ 補助対象者の2親等以内の親族</li> <li>・ 住宅確保要配慮者居住支援協議会等が3年ごとに行う家賃低廉化の継続の審査により必要性がないと判断した者</li> <li>・ その他町長が不相当と認めた者</li> </ul>
	<p>補助額等</p> <p>入居している子育て世帯ごとに家賃月額と4万円を比較して、いずれか少ない額に管理月数を乗じた額</p>
	<p>問合せ先</p> <p>建設計画課 TEL 055-989-5520</p>

⑥ 高齢者や障害のある方（P.50～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 介護保険の住宅改修

利用の条件	51ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
補助額等	
問合せ先	長寿介護課 TEL 055-989-5511

◎ 日常生活用具給付等事業  
(居宅生活動作補助用具)

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満年齢18歳以上で下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する方であって、障害等級3級以上の方（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢機能障害2級以上の方）又は視覚障害2級以上の方。難病疾患等にあつては下肢又は体幹機能に障害がある方（※1）</li> <li>・ 満年齢18歳未満で下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）3級以上の児童であつて、学齡児以上の児童（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢機能障害2級以上の児童）又は視覚障害2級以上の方。難病疾患等にあつては下肢又は体幹機能に障害がある方（※1）</li> </ul> <p>なお、住宅改修は、介護保険制度が優先されます。 ※1 難病等の障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度（医師の診断書、意見書等で確認）</p>
補助額等	20万円
問合せ先	福祉保険課 TEL 055-989-5512

◎ 長泉町重度身体障害者住宅改造費助成事業

利用の条件	身体障害者手帳の交付を受けた下肢、体幹又は視覚の障害者で障害の程度が1、2級の方
補助額等	対象経費の3/4以内（限度額75万円） （世帯の前年度の所得等により助成制限があります。）
問合せ先	福祉保険課 TEL 055-989-5512

◎ 長泉町重度身体障害者防災用具購入費助成事業（防災ベッド）

利用の条件	身体障害者手帳の交付を受け、常に就床を要する方
補助額等	対象経費のうち自己負担分1割を減じ、100円未満を切り捨てた額 （限度額10万円）
問合せ先	福祉保険課 TEL 055-989-5512

⑦ 離職者で住宅にお困りの方（P.51～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 住居確保給付金

利用の条件	51ページ掲載の住居確保給付金と同じ
補助額等	世帯数や住宅の床面積によって家賃に上限額が生じます。詳細は下記にお問い合わせください。
問合せ先	長泉町社会福祉協議会 TEL 055-988-3920 東部健康福祉センター TEL 055-920-2079

⑧ 地震などの災害に備えたい方（P.52～県内全域で利用できる制度あり）

◎ わが家の専門家診断事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	建設計画課 TEL 055-989-5520

◎ 長泉町既存建築物耐震性向上事業費補助金

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された建築物（同日において工事中であった建築物を含む。）の所有者が行う耐震精密診断（補強計画の策定）
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> <li>木造住宅は、事業に要する経費と別に定める額とを比較して、いずれか少ない額。</li> <li>木造住宅以外は、耐震診断事業に要する費用のみ補助。補助額は、事業に要する経費と別に定める額とを比較して、いずれか少ない額の2/3以内。（限度額200万円/1棟）</li> </ul>
問合せ先	建設計画課 TEL 055-989-5520

◎ 長泉町木造住宅耐震補強事業費補助金

利用の条件	耐震診断による耐震評点が1.0未満から1.0以上になる工事（ただし0.3ポイント以上向上する工事）
補助額等	一般世帯75万円（高齢者または障害者が居住する世帯等115万円）
問合せ先	建設計画課 TEL 055-989-5520

◎ 長泉町ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 撤去事業 地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のある道路沿いのブロック塀等を撤去する場合</li> <li>② 改善事業 地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のある緊急輸送路・避難路沿道、避難地隣地のブロック塀等を安全な塀に改善する場合</li> </ul>
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 撤去事業 事業費と撤去するブロック塀等の長さ1mにつき8,900円を乗じた額のいずれか少ない額の1/2以内（限度額10万円/1敷地）</li> <li>② 改善事業 事業費と撤去するブロック塀等の長さ1mにつき38,400円を乗じた額のいずれか少ない額の1/2以内（限度額25万円/1敷地）</li> </ul>
問合せ先	建設計画課 TEL 055-989-5520

◎ 長泉町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金

利用の条件	<p>次のいずれかの区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、静岡県知事又は町長が是正勧告等を行ったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 静岡県建築基準条例第3条の規定により県知事が指定した災害危険区域</li> <li>② 静岡県建築基準条例第10条の規定により建築を制限している区域</li> <li>③ 土砂法第9条の規定に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域</li> </ul>
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物除却費補助 80万2千円（除却費用に対する一部補助）</li> <li>敷地造成費補助 59万7千円（借入金利子に対する一部補助）</li> <li>建物建設費補助 457万円（ " " ）</li> <li>土地取得費補助 206万円（ " " ）</li> </ul>
問合せ先	建設計画課 TEL 055-989-5520

# 小山町の制度

## ① 住宅を新築・購入したい方（P.43～県内全域で利用できる制度あり）

### ◎ 小山町個人住宅取得資金利子補給金交付制度

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内に自らが居住するための住宅を新築又は購入する資金を指定金融機関から5年以上の期間で300万円以上借り入れた方</li> <li>・ 町税等を滞納していない方</li> <li>・ 床面積が50㎡以上280㎡以下（併用住宅は居住部分が1/2以上）</li> <li>・ 宅地購入のみ、現存住宅の建替え及び住宅の増改築は対象外</li> </ul>
指定金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スルガ銀行・沼津信用金庫・御殿場農業協同組合</li> <li>・ 静岡銀行・静岡中央銀行・静岡県労働金庫</li> </ul>
利子補給額	年末貸付残高（上限1,000万円）×0.7%
補給期間	5年間
問合せ先	未来創造部 おやまで暮らそう課 TEL 0550-76-6137

## ③ 空き家、移住・定住に関する助成制度

### ◎ 小山町定住促進事業助成金交付制度

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①町内で居住用土地・専用及び併用住宅を購入される方</li> <li>・ ②町内で住宅を賃貸される方</li> <li>・ ③町内に建築予定で住宅の材料に北駿材を使用される方</li> </ul> <p>※以下に該当する方は対象外となりますので注意してください          小山町内に自己所有の住宅を有している          アパート・賃貸住宅等の営業を目的とする          個人以外の法人等である          持分が2分の1未満である          賃貸借契約の相手方が法人である          町税等を滞納している          世帯の中に当制度のいずれかの助成を受けている者がいる</p>		
助成金額	区分	町への転入者	現に町内に住所を有する者
	居住用土地購入	仲介手数料相当額の1/2 (限度額：50万円)	仲介手数料相当額の1/3 (限度額：30万円)
	専用住宅購入		
	併用住宅購入 (住宅部分の面積割合が1/2以上 且つ床面積80㎡以上)		
	住宅の賃貸	仲介手数料相当額 (限度額：5万円)	仲介手数料相当額 (限度額：3万円)
	北駿材使用住宅	限度額を50万円とする。 *静岡県実施の「住んでよし しずおか木の家推進事業」 との併用可能	
問合せ先	未来創造部 おやまで暮らそう課 TEL 0550-76-6137		



#### ④ 設備を充実させたい方 (P.49～県内全域で利用できる制度あり)

##### ◎ 小山町住宅用太陽光発電システム・住宅用太陽熱利用システム設置費補助金交付制度

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象システムを設置する方に設置補助金を交付することにより、新エネルギーの利用を促進し、地球環境の保全及び省エネルギーの推進を図る。</li> <li>未使用品の補助対象機器を町内の住宅に設置、又は同機器の設置された町内の新築の住宅を購入した方で、当該住宅に自ら居住し、町税等に滞納がない方</li> <li>太陽光発電システムは、電力会社との太陽光発電設備の系統連系に伴う電力受給に関する契約を締結するもの</li> <li>太陽熱利用システムは、財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）の認定を受けたもの</li> </ul>
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電システム 1基50,000円</li> <li>太陽熱利用システム 1基25,000円</li> </ul>
問合せ先	経済建設部 おやまで暮らそう課 TEL 0550-76-6137

##### ◎ 小山町合併処理浄化槽設置奨励事業補助金交付制度

利用の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道計画区域外に10人槽以下の浄化槽を設置する方</li> <li>専用住宅であること（別荘等を除く）</li> <li>町税等を滞納していない方</li> </ul>
補助額等	5人槽 33万2千円、7人槽 41万4千円、10人槽 54万8千円
問合せ先	未来創造部 おやまで暮らそう課 TEL 0550-76-6137

#### ⑥ 高齢者や障害のある方 (P.50～県内全域で利用できる制度あり)

##### ◎ 介護保険の住宅改修

利用の条件	51ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ
補助額等	
問合せ先	住民福祉部 介護長寿課 TEL 0550-76-6669

##### ◎ 日常生活用具給付等事業

利用の条件	下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）の人で、身体障害者手帳の交付を受けた障害の程度が3級以上の人（特殊便器への取り替えは、上肢障害2級以上の人）又は視覚障害2級以上の人。難病患者等にあつては、下肢又は体幹機能に障害がある者。
補助額等	用具の購入費、改修費、対象者、限度額等については下記にお問い合わせください。
問合せ先	住民福祉部 住民福祉課 TEL 0550-76-6661

##### ◎ 小山町高齢者住宅改修費助成事業

利用の条件	小山町に住所を有し、介護保険法による保険給付の対象とならない高齢者 住宅設備を当該高齢者の生活に適するよう改修することにより、要介護状態になることを防止できると認められる者。
補助額等	対象経費の1/2以内（限度額10万円）
問合せ先	住民福祉部 介護長寿課 TEL 0550-76-6669

◎ 小山町家庭内家具等転倒防止推進事業

利用の条件	家具の固定数は、寝室・居間の家具を優先し、2台以上5台まで。町内に住所を有し住所登録のある世帯（利用は1回限り）
補助額等	固定作業費の補助（高齢者のみ世帯は10分の9。一般世帯は家具等の数による自己負担を差し引いた額。）及び固定金具。
問合せ先	防災課 TEL 0550-76-5715

⑦ 離職者で住宅にお困りの方（P.51～県内全域で利用できる制度あり）

◎ 住宅支援給付

利用の条件	51ページ掲載の住居確保給付金と同じ
補助額等	1か月家賃上限額 単身世帯37,200円 複数世帯48,300円
申込窓口	小山町役場住民福祉課 TEL 0550-76-6661 東部健康福祉センター TEL 055-920-2079
問合せ先	東部健康福祉センター TEL 055-920-2079

⑧ 地震などの災害に備えたい方（P.52～県内全域で利用できる制度あり）

◎ わが家の専門家診断事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅
補助額等	専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施
問合せ先	未来創造部 都市整備課 TEL 0550-76-6142

◎ 小山町既存建築物耐震性向上事業補助金

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅で、耐震性を向上させるために補強計画を作成するもの（耐震補強後に評点が1.0以上となり、かつ評点が0.3以上あがる補強計画に限る）
補助額等	1棟ごとに、当該事業に要する経費と町が定める基準額とを比較していずれか少ない額の2/3以内 ※高齢者のみの世帯の場合は10/10以内
問合せ先	未来創造部 都市整備課 TEL 0550-76-6142

◎ 建築物耐震診断事業

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された建築物の耐震診断
補助額等	耐震診断に係る経費と町が定める基準額を比較して、いずれか少ない額の2/3以内（千円未満の端数は切捨て） ① 非木造戸建住宅 1㎡当たり1,000円 ② ①以外の建築物 1,000㎡未満 1㎡当たり2,000円 1,000㎡～2,000㎡ 1㎡当たり1,500円 2,000㎡以上 1㎡当たり1,000円
問合せ先	未来創造部 都市整備課 TEL 0550-76-6142

◎ 小山町木造住宅耐震補強助成事業補助金

利用の条件	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅で、耐震性を向上させるために補強工事を実施するもの (耐震補強後に評点が1.0以上となり、かつ評点が0.3以上上がる補強工事に限る。)
補助額等	40万円～70万円(高齢者世帯等※の場合は+20万円の割増) ※高齢者世帯等とは以下に示す世帯 ・65歳以上の者のみで構成する世帯 ・身体障害者手帳(1級又は2級)の交付を受けた者が居住する世帯 ・介護保険法による要介護者又は要支援者が居住する世帯 ・療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住する世帯
問合せ先	未来創造部 都市整備課 TEL 0550-76-6142

◎ 小山町ブロック塀等耐震改修事業費補助金

利用の条件	①撤去事業 地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を撤去する場合 ②緊急改善事業 緊急輸送路、避難路又は避難地に面し、地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を改善する場合
補助額等	①撤去事業 補助対象経費又は1mにつき8,900円を乗じた額を比較していずれか少ない額の1/2以内(限度額10万円/1敷地) ②緊急改善事業 補助対象経費と1mにつき38,400円を乗じた額を比較していずれか少ない額の1/2以内(限度額25万円/1敷地)
問合せ先	未来創造部 都市整備課 TEL 0550-76-6142

◎ 小山町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金

利用の条件	次のいずれかの条件にあてはまる住宅 ①静岡県建築基準条例第3条で指定された災害危険区域内に建っている住宅 ②静岡県建築基準条例第10条に基づく、建築を制限している区域内に建っている住宅で、昭和29年3月31日以前に建てられたもの ③県知事が指定した土砂災害特別警戒区域に建っている住宅 ④上記①、②、③の区域内に建っている住宅で、自然災害により安全上の支障が生じ、建築基準法に基づく是正勧告を受けた住宅
補助額等	建物除去費補助 78万円(除却費用に対する一部補助) 敷地造成費補助 58万円(借入金利子に対する一部補助) 建物建設費補助 366万円( ) 土地取得費補助 206万円( )
問合せ先	未来創造部 都市整備課 TEL 0550-76-6142

◎ 小山町家庭内家具等転倒防止推進事業(再掲、155ページ参照)

◎ 小山町防災ベッド購入事業補助金

利用の条件	①昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の所有者又は使用者 ②耐震診断の評価が1.0未満の住宅の1階部分に防災ベッドを設置する者
補助額等	県が開発した防災ベッドの購入費用(組立・輸送及び付属品経費含む)の5分の4以内(千円未満切捨て) 限度額 1人1台20万円
問合せ先	防災課 TEL 0550-76-5715